



鳥取県公報

平成 29 年 4 月 12 日 (水)
号外第 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則 (34) (水産課) 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

1 規則の改正理由

漁業の許可に係る規制を適切に行えるよう、停泊命令の対象となる船舶の範囲を拡大する等の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 停泊命令の対象となる船舶を漁業の許可に係る船舶から漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶に拡大する。
- (2) 漁業監督吏員が停船命令に使用する信号を国際的に広く認知されている国際海事機関が定めた方法に変更する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする(3)の一部を除き、公布日から起算して20日を経過した日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 4 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(許可船舶に対する<u>停泊命令</u>及び検査)</p> <p>第52条 知事は、<u>漁業の許可を受けた者</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、<u>停泊港及び停泊期間</u>を指定して<u>当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊</u>を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による<u>停泊期間</u>は、40日を超えないものとし、同項後段の規定による<u>停泊期間</u>は、10日を超えないものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p style="text-align: center;">(許可船舶に対する<u>てい泊命令</u>及び検査)</p> <p>第52条 知事は、<u>漁業の許可に係る船舶</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、<u>てい泊港及びてい泊期間</u>を指定して<u>当該船舶のてい泊</u>を命ずることができる。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定による<u>てい泊期間</u>は、40日を超えないものとし、同項後段の規定による<u>てい泊期間</u>は、10日を超えないものとする。</p> <p>3・4 略</p>
<p style="text-align: center;">(船長等の乗組みの制限等)</p> <p>第53条 知事は、<u>漁業の許可を受けた者</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者</u>に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(船長等の乗組みの制限等)</p> <p>第53条 知事は、<u>漁業の許可に係る船舶</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者</u>に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 略</p>
<p style="text-align: center;">(無許可船舶に対する<u>停泊命令</u>)</p> <p>第54条 知事は、合理的に判断して<u>漁業者が漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実</u>があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者</u>に対し、<u>停泊港及び停泊期間</u>を指定して当該船</p>	<p style="text-align: center;">(無許可船舶に対する<u>てい泊命令</u>)</p> <p>第54条 知事は、合理的に判断して<u>船舶が漁業の許可を受けないで、当該許可を要する漁業に使用された事実</u>があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、<u>当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者</u>に対し、<u>てい泊港及びてい泊期</u></p>

<p>船舶の<u>停泊</u>を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>停泊期間</u>は、40日を超えないものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(停船命令) 第56条 略</p> <p>2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、次に掲げる信号を用いて行うものとする。</p> <p>(1) <u>様式第13号による信号旗Lを掲げる。</u></p> <p>(2) <u>サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</u></p> <p>(3) <u>投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</u></p> <p>3 前項において、「<u>長音</u>」又は「<u>長光</u>」とは、<u>約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</u></p>	<p><u>間</u>を指定して当該船舶の<u>てい泊</u>を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による<u>てい泊期間</u>は、40日を超えないものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(停船命令) 第56条 略</p> <p>2 前項の停船命令には、次の各号に掲げる信号を用いるものとする。</p> <p>(1) <u>昼間にあつては、様式第13号による停船信号の旗を掲げ、又は約1秒の間隔をもって、汽角、汽笛、その他の音響器により長声1発及び短声4発を連発するものとする。</u></p> <p>(2) <u>夜間にあつては、約1秒の間隔をもって、せん光により長光1せん及び短光4せんを連せんし、又は前号と同様の音響信号をするものとする。</u></p> <p>3 前項において、「<u>長声</u>」又は「<u>長光</u>」とは<u>約4秒から6秒までの音響又はせん光をいい、「短声」又は「短光」とは約1秒の音響又はせん光をいう。</u></p>
--	---

第2条 鳥取県海面漁業調整規則の一部を次のように改正する。

別表中「第一種共同漁業」を「第1種共同漁業」に改める。

様式第13号中「政府間海事協議機関」を「国際海事機関」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する鳥取県海面漁業調整規則第52条から第54条までの規定の適用については、なお従前の例による。